

正 誤

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）中訂正

ページ 行

一 前から二十四及び二十五

誤

別表第三第十三号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

正

別表第三第十三号部長専決事項の欄中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。